

墓地等の区域等を変更する場合（変更許可申請）

江府町役場 住民課

1. 申請が必要となる場合
 - (1) 変更後の墓地等面積が変更前の墓地等面積の2倍未満（2倍以上は経営許可を申請）
 - (2) 変更による墓地の区域が変更前の墓地と一体性が認められるとき
 - (3) 墓地を縮小するとき
 - (4) 既にある施設の一部を、一体性を失うことなく変更するとき
2. 許可要件（墓地面積を広げるとき）
 - (1) 広げる墓地の場所が人家から100m離れている（人家の同意書がある場合を除く）
 - (2) 飲料水が汚染されるおそれがない
 - (3) 障壁その他の区域を明示する設備が設けられている
 - (4) 必要最小限の拡張面積である
 - (5) 永続性・非営利性・必要性が確保されている
 - (6) その他
 - ① 宗教法人の場合
 1. 他の公営墓地等がなく、宗教法人による墓地の拡張が必要
 2. 宗旨・宗派を問わず受け入れることがない
 3. 寺院・教会等の境内地に隣接している
 4. 使用権契約、管理等を民間業者に委託していない
 5. 管理規程を有し、管理方法が適切なもの
 - ② 公益法人の場合
 1. 他に町営墓地等がなく、財団法人による墓地・納骨堂の必要性が十分に存在する
 2. 財政的基礎及び組織体制を備えている
 3. 確実な資金計画に基づく墓地造成等計画及び適切な管理運営計画が策定され、かつ管理規定を有する
 4. 使用委託料等の料金が適切なもの
 - ③ 自治会の場合
 1. 自治会構成員が周辺地区も含めて既存の墓地、納骨堂を利用できないような事情がある
 2. 当該墓地、納骨堂に係る明文化された規約を有する（墓地管理規定等）
 3. 敷地が原則として自治会の共有地である
 4. 運営の確実性、安定性が明らか
 - ④ 個人の場合
 1. 災害の発生又は公共事業の施行により墓地の移転を余儀なくされながら周辺地区も含め既存の墓地を利用できないような事情がある。もしくは山間等人里離れた場所であって周辺地区も含め既存の墓地を利用できないような事情がある。
 2. 次の世代となる者から経営を引き継ぐ意思を示す誓約書等の提出がある
3. 申請に必要な書類
 - (1) 事前指導申請
 - ① 墓地等の区域等の変更に関する事前指導願（別記様式）
 - ② 経営計画書
 - ③ 申請地周辺図（周囲300m以内の地形・建物を明らかにした図面）

- ④ 墓地の構造平面図
- ⑤ 申請付近の公図（役場に相談ください）
- ⑥ 申請地の所有者の同意に必要な書類
 - (ア) 土地の登記簿本（申請者が所有者である場合）
 - (イ) 所有者の同意書（申請者以外が所有者である場合）
- ⑦ 申請地の周囲 100m 以内の人家の同意書（周囲 100m 以内に人家がある場合）
- ⑧ 墓地等希望者名簿（宗教法人が経営する墓地等及び共同墓地等の場合）
- ⑨ 管理・経営者の証明に必要な書類
 - (ア) 代表者、墓地等管理者の選出規定及び管理規定（共同墓地等の場合）
 - (イ) 誓約書（個人墓地の場合）

(2) 変更許可申請

- ① 墓地等の区域等の変更に関する許可申請書
- ② 事前指導願のときに提出した添付書類（上記①～⑨）

4. 申請手続き（流れ）

(1) 事前相談受付（役場 住民課）

墓地の区域変更に関することについて相談を受けます。

(2) 事前指導願の提出

事前指導願に添付書類を添えて提出してください。

（前述：申請に必要な書類）

(3) 現地調査

事前指導願のもと現地調査確認を行います。

(4) 事前指導審査結果

事前指導願について審査結果を通知します。

(5) 関係機関との調整

事前指導審査結果に基づき関係機関と調整してください。

農地法・・・ 農業委員会、農林課

文化財保護法・・・ 教育委員会

(6) 墓地造成（着工）

関係機関との調整が図られれば、墓地造成を行ってください。

(7) 墓地区域変更許可申請

墓地区域変更許可申請に添付書類を添えて提出してください。

(8) 現地調査

事前指導の内容に沿って造成が行われたかどうかを現地確認します。

(9) 墓地区域変更許可通知

許可する旨の通知をします（大切に保管してください）。

墓地として使用することができます。